

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第3号

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程（令和5年病院事業企業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。